

第1 全般の留意事項

I サービスの質の向上

1 指定基準の遵守及びサービスの質の向上について

(1) 介護サービス事業者の責務

- ・要介護者及び要支援者の**人格を尊重する**とともに、介護保険法及びこれに基づく命令等を遵守し、要介護者等のために忠実に職務を遂行すること。
- ・要介護者等の心身の状況等に応じて**適切なサービスを提供する**こと。
- ・その提供する**サービスを自ら評価する**ことなどによって常に事業運営の向上に努めること。
- ・事業者は、従業員に対し、**その資質の向上のための研修の機会を確保し、計画的に行う**こと。

(2) 介護サービスの提供に当たっての必要最低限度のルールを定めた指定基準

- ・介護保険制度における介護サービスは、サービス種類ごとに定められたサービスの事業運営のために必要な基準（指定基準）を満たし、指定を受けた介護サービス事業者が提供することとされています。
- ・**指定基準は、各サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度のサービス内容、提供方法等を定めたもの**であり、サービス提供の前提となる**人員基準及び設備（施設）基準**並びにサービス提供の方法等についての**運営基準**の3つの基準が定められています。
- ・介護サービス事業者は、これらの基準において、常に事業運営及びサービスの質の向上に努めるよう義務付けられているとともに、常に利用者の立場に立ってサービスを提供することが求められています。
- ・介護保険法の改正により、国の省令で定められていた**指定基準は、平成25年4月1日から（介護医療院にあっては、平成30年4月1日から）県の条例、規則により定められていますので**御注意ください。

2 介護サービス事業者の指導監督について

(1) 指導

適切な運営により、より良いサービスの提供ができる介護サービス事業者等の育成及び支援を念頭において、介護保険制度に関する周知及び理解、サービスの質の確保及び向上、不適正な介護報酬請求の防止等を目的として行うもので、運営指導、集団指導などが該当します。

なお、介護サービスの質の向上を促進するため、平成23年度から「より良い高齢者ケアを考えるセミナー」の開催も行っています。

(2) 監査

不適切な運営又は介護報酬の不適正な支払いの早期停止を目的として、各種情報から指定基準違反又は不正請求が疑われる場合等において実施するものです。

3 令和4年度静岡県介護保険施設等指導方針

この方針は、静岡県が、介護サービス事業者に対して行う指導について、重点的に指導する事項を定めることにより、介護サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とします。

I 基本的な考え方

介護サービス事業者の指導に当たっては、より良い介護サービスの実現に向けて事業者等の育成及び支援を行うことを主眼とします。

具体的には、指定基準、報酬基準が、いかなる法令等により定められているのか、法令、

条例、規則、報酬算定告示、解釈通知、Q&A等の構成について十分に理解されるよう指導するとともに、基準について疑義が生じた際にはこれら法令等に立ち戻って検討すべきことを指導します。

指導に当たっては、事前に提出を求める書類や指導当日に確認する書類について事業者の負担軽減に十分配慮しながら行うこととします。

なお、運営指導に当たっては、あらかじめ日時、場所等を文書により介護サービス事業者へ通知しますが、あらかじめ通知したのでは当該事業所等の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知します。

II 指導の重点事項

1 新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底

新型コロナウイルス感染症については、感染の収束にはまだ時間がかかると想定されることから、感染防止対策の取組の徹底と、感染が疑われる者等が発生した場合の適時適切な対応が図られるよう、以下の事項について指導します。

- ・ 感染症対策マニュアル等に基づき、事業所内で適切な対策が取られているか
- ・ マスクや消毒薬その他必要な衛生用品の備蓄に努めているか
- ・ 感染が疑われる者等が発生した場合に、保健所等への連絡、消毒等の実施、濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定や勤務体制の見直しなどができる体制となっているか
- ・ 感染症対策委員会の開催、マニュアルの整備、研修の実施及び感染者発生時想定訓練の実施が基準に従って行なわれているか（有料老人ホームに併設する訪問系サービス、通所系サービス及び短期入所系サービスの事業所については、感染拡大が未だ終息していない状況を踏まえて、令和6年3月末日までの経過措置に拘わらず、速やかな実施を指導します。）
- ・ 利用者及び職員のワクチン接種を積極的に進めているか

2 人員基準の遵守及び勤務体制の確保

事業所に配置される従業者が、条例・規則で定められている基準数を下回っている状況が見受けられるため、介護サービスの質を確保する意味から、人員基準を満たす従業者を確保するよう指導します。

【留意事項】

- ・ 従業者の勤務状況を示す書類が整備されていない、兼務している場合にそれぞれの業務に従事した時間が明確になっていないなど、人員基準を満たしていることが確認できない事業所が見受けられるため、従業者の勤務実績を確認できる書類を適切に整備するよう指導します。
特に、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの集合住宅に併設されている事業所の従業者について、これら住宅における業務との兼務状況を明確に区分していない事業所が見受けられるため、勤務実績を明確にするよう徹底を図ります。
- ・ 形式的には人員基準を満たしている場合でも、兼務が過剰であることなどにより本来求められる職務上の役割が果たされていない状況が見受けられるため、利用者に対し適切なサービスを提供するために必要な体制を整えるよう指導します。
- ・ 介護サービス事業所等において、介護に直接携わる職員のうち、無資格者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じるよう指導します。

3 利用者の安全・安心の確保及びサービスの質の向上のための運営基準の遵守

(1) 「虐待防止」の徹底

介護サービス利用者の尊厳の保持にとって、利用者に対する虐待を防止することは極めて重要であることから、虐待の未然防止、迅速な対応のための取組が図られるよう、

以下の事項について指導します。

- ・ 担当者を置いた上で、虐待防止対策を検討する委員会の開催、指針の整備及び研修の実施が基準に従って行われているか。
- ・ 虐待が起きてしまった場合（虐待の疑いがある場合を含む）について、事業所として適切な対応が行われているか

(2) 「身体拘束廃止」の徹底

適切な手続を踏まない身体拘束は、虐待に該当する場合もあり、手続の面で極めて慎重な取扱いが求められているにもかかわらず、適切な手続を踏むことなく身体拘束を行っている事業所が見受けられることから、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 例外3原則（切迫性、非代替性、一時性）の要件の適合状況の確認
- ・ 身体拘束に関して、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由の記録
- ・ 利用者・家族への説明
- ・ 身体拘束の適切な解除予定時期及び解除に向けた検討状況の確認
- ・ 身体拘束の適正化のための指針の整備
- ・ 身体拘束に係る従業者に対する定期的な研修の実施
- ・ 「身体拘束廃止委員会」等の定期的な開催及び当該委員会での検討状況の確認

(3) 「事故防止対策」及び「苦情対応」

- ・ 事故の内容を正確に記録し、従業者間で情報を共有するとともに、事業所全体で原因の究明及び実効性のある再発防止対策を講ずるよう指導します。
- ・ 市町に報告すべき事故を理解していない、市町に報告すべき事故を報告していないなどの事例が見受けられることから、報告について徹底を図ります。
- ・ 苦情は、サービスの質向上を図る上で重要な情報であることから、事業所全体で情報を共有するとともに、苦情の内容を踏まえた取組を積極的に行うよう指導します。

(4) 「計画」の適切な作成

ア 居宅サービス事業所等における個別サービス計画

- ・ ケアプランの交付遅れなどにより、個別サービス計画が未作成又は作成が遅延している場合であっても、個別サービス計画を作成し、当該計画を利用者等に説明し、同意を得て、利用者に交付したうえで、サービス提供を行う必要があることについて、徹底を図ります。
- ・ ケアプランに沿って個別サービス計画が作成されていない事例や個別サービス計画に、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等必要な事項が記載されていない事例などが見受けられることから、サービス担当者会議等を通じて、居宅介護支援事業者等との密接な連携を図るよう指導するとともに、ケアプランに沿った適切な内容の個別サービス計画を作成するよう徹底を図ります。

イ 施設サービス計画

- ・ 介護保険施設等の施設サービス計画について、介護支援専門員が適切にケアマネジメントを行うよう指導します。
- ・ サービス担当者会議について、適時適切に開催しているか確認します。
- ・ モニタリングについて、介護支援専門員が定期的に入所者に面接して行われていない事例、結果の記録の内容が不明確な事例などが見受けられるため、サービスの実施状況、入所者等の満足度、目標に対する進捗状況の把握、評価、計画変更の必要性の検討等を適切に行うとともに、これらの結果を明確に記録するよう指導します。

(5) 「非常災害対策」の徹底

平成23年3月に発生した東日本大震災、平成28年8月に発生した岩手県における風水害などの教訓を活かし、また、予想される南海トラフ巨大地震や水害・土砂災害への備えとして、高齢者施設等における適切な災害への対応を図るよう、次の事項について、徹底を図ります。

- ・ 水防法又は土砂災害計画区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく市町地域防災計画に定める要配慮者利用施設による避難確保計画の作成と避難訓練の実施
- ・ 非常災害対策として、地震、火災、風水害等の想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル）の作成と定期的な避難・救出訓練の実施
- ・ 国の運用する災害時情報共有システムについての周知

【留意事項】

- ・ 災害発生時に被害の有無を市町へ報告する、地域と日頃から連携体制を取るなど、県が作成した「高齢者福祉施設における災害対応マニュアル」等に基づいて対応するよう指導します。
- ・ 県と県老人福祉施設協議会（平成24年度）、県老人保健施設協会（平成25年度）とで「災害時における施設サービス継続のための連携等に関する協定」に従い、特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設等には、協定の趣旨を踏まえた対応を依頼します。
- ・ 県の独自基準である、食料、飲料水等の備蓄、地域との連携等の努力義務については引き続きその対応を促します。

(6) 業務継続に向けた取組の強化

新たな感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修、想定訓練が適切に行われるよう指導します。

(7) 「特別養護老人ホームにおける入所手続」の適正な運用

平成27年4月1日以降、特別養護老人ホームへの入所は、原則要介護3以上の方に限定され、要介護1又は2の方については、やむを得ない事由がある場合に特例入所が認められることとなったが、手続が適切に行われていない施設が見受けられることから、入所手続が適正に行われるよう指導します。

また、平成29年4月改正の優先入所指針に沿った入所手続が適正に行われていなかったり、優先入所基準が作成されていない施設が見受けられることから、当該指針に沿った入所手続が適切に行われるよう指導します。

(8) 有料老人ホーム等に併設する事業所の適正な運営

住宅型有料老人ホーム等に併設し、当該有料老人ホーム等の入居者を主な利用者とする訪問介護事業所や通所介護事業所等について、個別サービス計画に沿って適切にサービス提供を行っておらず、施設サービスのサービス提供をしている事業所が見受けられることから、これらの事業所に対して適正な運営を強く指導します。

また、当該有料老人ホーム等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないよう、正当な理由がある場合を除き、地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めるよう指導します。

4 報酬請求指導（別紙「令和3年度における主な介護報酬請求等の誤り」参照）

運営指導等において、毎年不適切な報酬請求が確認されています。

また、数次にわたる改定で介護報酬体系は複雑化しています。

このため、加算等についての基本的な考え方や基準に定められた算定要件に基づいた運営及び請求が適切に実施されているかを確認することにより、不適切な請求の防止とより

良いケアへの質の向上を図ります。

【留意事項】

- ・ 加算等の請求にあたっては、報酬基準上の要件を担保していることが必要であることは当然であり、毎月の報酬請求においては事業者自ら不備がないよう確認することが求められること、報酬基準上の要件を担保しているか否かは事業者の説明責任があることについて理解の促進に努めます。
- ・ 介護給付費適正化システムによる利用実績により、通所系サービスにおいて、前年度の利用延人員の実績に基づき決定する事業所規模(施設等の区分)を確認せずに、従前の規模区分のまま誤った介護報酬請求を行っていた事例が判明し、返還指導されているので、特に留意して指導します。

5 その他

(1) 介護サービス情報の報告等

介護サービス事業者には、利用者の適切な介護サービスの選択に資する情報の報告が義務づけられており、県は報告に基づきその情報を公表しています。そのため、当該制度の周知を図るとともに、情報の報告を行っていない事業者に対して、報告するよう指導します。

(2) 介護職員の処遇改善

介護職員の処遇改善の確保を図る目的で創設された介護職員処遇改善加算制度については、運営指導において、加算の算定要件に合致しているか、また、事業所の管理者がキャリアパス要件等の内容を理解しているかに加えて、介護職員等特定処遇改善計画の周知が適切な方法により実施されているかを確認します。

なお、キャリアパス要件にはⅠ、Ⅱ、Ⅲがあり、これらの要件全てと職場環境等要件を満たすことにより最も加算率の高い加算区分（Ⅰ）を算定することができますが、加算区分（Ⅰ）以外の事業所には、加算区分（Ⅰ）へ移行するための助言を行うとともに、令和元年度に創設された特定処遇改善加算や令和4年10月からの介護職員等ベースアップ等支援加算の算定に向けた取組についても助言を行います。

(3) ハラスメント対策の強化

介護サービス事業者に対して、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるよう指導します。

(4) 業務管理体制の整備

介護サービス事業者は、要介護（要支援）者の人格を尊重するとともに、介護保険法又は当該法律に基づく命令を遵守し、要介護（要支援）者のため忠実にその職務を遂行する義務の履行が確保されるように、業務管理体制を整備しなければなりません。県に業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならないにもかかわらず未届けの事業者に対しては、速やかに届け出るよう指導します。

(5) 静岡県介護保険等同報メール配信システムへの登録の促進

県内の介護サービス事業者等へのお知らせ、各種依頼等については、県のホームページに掲載していますが、制度改正や報酬改定に対するQ&A等重要な情報を早期に、かつ、確実に伝えるため、メール配信システムへの登録の促進を図ります。

(6) 福祉サービス第三者評価の実施状況に係る説明

サービス提供の開始に際しての事業者から利用者に対する重要事項の説明に当たり、福祉サービス第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）についても説明するよう指導します。

(別 紙)	
	令和3年度における主な介護報酬請求等の誤り
サービス種別	報酬請求誤りの内容
訪問介護	初回加算の算定に当たり、算定月中に計画が作成されていない
	初回加算の算定に当たり、サ責が訪問か同行をしていない
訪問看護	看護職員が2.5人を満たしていない
	同一建物減算を適正に行っていない事例がある
通所介護	個別機能訓練加算の算定に当たり、機能訓練指導員の人員基準を満たしていない
	送迎減算が適正に行われていない
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算(A)ロの算定に当たり、医師が会議に参加せず、計画の報告もされていない
介護老人福祉施設	日常生活支援加算の算定に当たり、新規入所者の要件を満たしていない
	中重度ケア体制加算の算定に当たり、専従の看護職員1人以上が配置されていない事例がある
短期入所生活介護	個別機能訓練加算の算定に当たり、人員基準を満たしていない
介護老人保健施設	身体的拘束等の適正化のための研修を年2回行っていない
特定施設入居者生活介護	看護職員が配置されていない
	介護職員処遇改善加算の算定に当たり、受け取った額を職員に配分しているか確認できない

II 指定（許可）後の手続

1 メール配信システム登録等

(1) メール配信システムへの登録

県内の介護サービス事業者等へのお知らせ、各種依頼等については、県のHPに掲載するほか、メールでお知らせするため、事業所ごと登録の手続をしてください。

《登録手続》※指定日の翌々日以降に手続をお願いします。

- ① 事業所で使用するメールアドレスを下記サイトにて仮登録します。
- ② 仮登録完了のメールが、指定のメールアドレスあてに送付されますので、24時間以内に本登録をお願いします。

- ③ 登録後、メールアドレスの変更等があった場合には、変更登録をお願いします。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/jigyoushasidou/mail/index.html>

<検索方法：静岡県HP→福祉指導課トップページ（サイト内検索で「福祉指導課」を検索）

→介護指導班トップページ→静岡県介護保険等同報メール配信システム>

(2) WAM NETへの登録

WAM NETでは、介護サービス事業者向けの各種情報等を確認することができます。

→<http://www.wam.go.jp/>

2 業務管理体制の届出

介護保険に係る介護サービス事業者の指定（許可）を初めて受けた法人は、「業務管理体制に係る届出書（整備、区分の変更）」により届出を行う必要があります。

また、新たに指定（許可）を受けたことにより事業所等の数が20以上又は100以上になった場合、他県で新たに指定（許可）を受けた場合、届出事項に変更があった場合等には、届出書の提出が必要になります（届出先が、国又は市町に変わる場合があります）。

※事業所等の数には、介護予防及び介護予防支援事業所を含み、健康保険法による指定によりみなし指定を受けた事業所を除きます。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/jigyoushasidou/gyoumukanritaiseiseibi.html>

3 介護サービス情報の公表

利用者による適切な事業者の選択等を支援するために介護サービス情報の公表制度が設けられており、新規指定（許可）介護サービス事業者は、基本情報（事業所の名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況、利用料金等の事実情報）を公表することが義務付けられています。

また、厚生労働省では、介護サービス情報公表システムに施設自らが被災情報を入力できるように災害時情報共有機能を追加しており、介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所は、情報公表システムのIDにより利用することになります。

※報告システムのID及びパスワードは、別途県から通知します。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/johokohyo.html>

4 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

指定（許可）申請時に届け出た介護給付費算定に係る体制等（加算の算定の有無等）に変更が生じた場合には、届出をする必要があります。

介護給付費算定に係る体制等の変更は、市町や居宅介護支援事業者等に周知する必要から、届出のされた時期により、介護報酬算定の開始日が次のように決められています。

サービスの種類（介護予防含む）	算定を開始する時期
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与	暦月の15日以前に届出がなされた場合 →翌月から算定を開始 暦月の16日以降に届出がなされた場合 →翌々月から算定を開始
短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院	届出が受理された日が属する月の翌月（届出が受理された日が月の初日である場合は当該月）から算定を開始

→https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h30/kaigohoushu_todoke.html

(注) 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/r3shogukaizentodokede.html>

5 変更届

事業所の名称・所在地、代表者、管理者、運営規程等定められた事項に変更があった場合には、変更のあった日から10日以内に届出をする必要があります。変更があった日から10日以内に届け出ることができなかった場合には、遅延理由書を添えてください。

なお、事業所の所在地の変更については、事業所番号が変わる場合がありますので、早めに御相談ください。（ただし、変更後の所在地が静岡市又は浜松市となる場合には、当該市から新たに指定（許可）を受けていただく必要がありますので、御注意ください。）

複数の事業所を有する事業者で、代表者、法人の登記事項証明書等のすべての事業所に共通した内容が変更になった場合は、変更届出書の事業所（介護保険事業所番号・名称・所在地・電話番号）及び事業等の種類欄には「別紙のとおり」と記載して、事業所の一覧表を添付すれば、変更届出書及び添付書類は1部の提出で構いません。

ただし、共通の内容とは別に変更事項があった場合には、当該部分については別に変更届出書を提出してください。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/untitled.html>

6 休・廃止届、再開届、指定辞退申出

(1) 休・廃止届（介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設以外のサービス）

事業の休止又は廃止をしようとするときには、休止又は廃止の日の1月前までに届出をする必要があります。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/untitled.html>

(2) 再開届

休止した事業を再開したときには、再開した日から10日以内に届出をする必要があります。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/untitled.html>

(3) 指定辞退申出（介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設）

介護老人福祉施設又は介護療養型医療施設は、1月以上の予告期間を設けて、指定辞退申出書を提出して、指定を辞退することができます。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/untitled.html>

7 変更許可、管理者の承認（介護老人保健施設及び介護医療院）

(1) 変更許可

入所定員、構造設備等を変更しようとするときは、変更許可を受ける必要があります。なお、構造設備を変更する場合には、手数料が必要となります（1件につき33,000円）。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/rokenhenkoukyokasinsei.html>

(2) 管理者の承認

管理者を変更しようとするときは、事前に知事の承認を受ける必要があります。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/rokenkanrisyasyouninsinsei.html>

8 指定（許可）更新申請

指定（許可）の有効期限は6年です。6年ごとに指定（許可）の更新を受けなければ、指定（許可）の効力はなくなります。指定（許可）の更新を受ける際の流れは、次のとおりです。

	ポイント
1 更新申請	<ul style="list-style-type: none">・該当するサービスの「指定申請書添付書類チェックリスト」を確認の上、指定（許可）更新申請書類を作成、準備してください（書類がすべてそろっていないと受付できません）。・必要な書類がすべてそろったら、県の担当者に提出（持参又は郵送（簡易書留等で））してください。・更新申請は、原則として指定（許可）有効期限の2月前から受け付けます。円滑な事務処理のため、できるだけ早く提出をしてください。 <p>※手数料が必要です（県証紙を購入し、所定の様式に貼って指定（許可）更新申請書類に添付してください）。</p> <p><居宅サービス：1サービスにつき10,000円（共生型サービスは6,000円）、介護予防サービス：1サービスにつき8,000円（共生型サービスは5,000円）、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設：15,000円、介護老人保健施設、介護医療院：20,000円></p>
2 審査	<ul style="list-style-type: none">・県では、指定（許可）基準に対する適否（欠格要件該当者、人員の過不足等）を確認します。必要に応じ書類の訂正、差換えをお願いします。
3 指定（許可）	<ul style="list-style-type: none">・審査の結果、問題がなければ、指定（許可）され、審査結果通知書又は許可更新通知が送付されます。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/sitei-koushin.html>

9 事業所の吸収分割等に伴う新規指定申請

令和2年8月3日以降、吸収分割等により新規申請を行う事業者のうち、事業に関して有する権利義務の全部又は一部を引き継ぎ、吸収分割の前後で事業所が実質的に継続して運営されると認められる事業者については、指定申請時の事務が簡素化されました。

本取扱いによる新規指定をご希望される事業者は、事前に福祉指導課の各サービス担当までご相談いただきますようお願いいたします。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/shitei-jimukansoka.html>

No.	変更の届出が必要な事項	添付書類	サービスの種類(予防含む)								
			訪問介護	訪問入浴	訪問看護	訪問リハ	居宅療養	通所介護	通所リハ	福祉用具貸与	福祉用具販売
1	事業所の名称、所在地	・運営規程	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	申請者(法人)の名称、所在地	・登記事項全部証明書※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	法人代表者(氏名、生年月日、住所及び職名) ※法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局 であるときは開設者の氏名及び住所	・登記事項全部証明書※7(法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは登記簿謄本は不要) ・欠格要件に該当しない旨の誓約書(居宅サービス、介護予防サービス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。) ※法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局である場合は不要	・登記事項全部証明書※7	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5	事業所の種別 ※1 訪問看護事業所の場合 病院若しくは診療所 又はその他の訪問看護事業所のいずれかの別 ※2 訪問リハビリテーション事業所の場合 病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別 ※3 通所リハビリテーション事業所の場合 病院若しくは診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の別	・事業所設置許可等に係る通知等の写し			○※1	○※2			○※3		
6	提供する居宅療養管理指導の種類	・従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・従業者の資格証の写し					○				
9	事業所(建物)の平面図(構造概要及び専用区画等)	・平面図及び写真	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10	事業所の設備の概要	・左を示した書面及び写真		○				○	○	○	○
11	事業所の備品の概要	・左を示した書面及び写真		○							
12	事業所の備品の概要	・左を示した書面及び写真		○							
13	管理者(氏名、生年月日及び住所)	・欠格要件に該当しない旨の誓約書(居宅サービス、介護予防サービス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14	管理者の免許証の写し	・免許証(資格証)の写し			○						
16	サービス提供責任者	・免許証の写し ・従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表 ・雇用契約書の写し	○								
17	運営規程	・運営規程の新旧がわかる書面 ・定員増加等に伴う変更の場合は従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表、従業者の資格証の写し等を添付 ※8	○	○	○	○	○	○	○	○	○
18	協力医療(歯科医療)機関の名称、診療科名	・契約書等の写し		○							
19	福祉用具の保管及び消毒の方法	・左を示した書面 ・保管及び消毒を委託している場合は、委託契約書の写しも添付								○	

※7 登記事項全部証明書の写しを添付する場合は、原本証明を行うこと

※8 定員の増、営業日の増、営業時間の延長、サービス提供時間の延長等、変更に伴い新たな人員配置が必要になる場合に添付

No.	変更の届出が必要な事項	添付書類	サービスの種類(予防含む)						
			短期 入所 生活	短期 入所 療養	特定 施設	老人 福祉 施設	老人 保健 施設	介護 医療 院	介護 養 老 型 医 療
1	事業所の名称、所在地	・運営規程	○	○	○	○	○	○	○
2	申請者(法人)の名称、所在地	・登記事項全部証明書※7	○	○	○	○	○	○	○
3	法人代表者(氏名、生年月日、住所及び職名) ※法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは開設者の氏名及び住所	・登記事項全部証明書※7(法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局であるときは登記簿謄本は不要) ・欠格要件に該当しない旨の誓約書(居宅サービス、介護予防サービス等)	○	○	○	○	○	○	○
4	登記事項証明書・条例等(当該事業に関するものに限る。) ※法人以外の者の開設する病院、診療所又は薬局である場合は不要	・登記事項全部証明書※7	○	○	○	○	○	○	○
5 7	事業所の種別 ※4 短期入所生活介護事業所の場合 特別養護老人ホームの空床利用型又は特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、病院、診療所、介護 老人保健施設、介護医療院若しくは特定施設入所者生活介護の併設事業所の別 ※5 短期入所療養介護事業所の場合 介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、療養病床を有する病院若しくは診療所又は認知症患者療養病床の別 ※6 介護療養型医療施設の場合 療養病床を有する病院若しくは診療所又は認知症患者療養病床の別	・事業所設置許可等に係る通知等の写し	○ ※4	○ ※5					○ ※6
8	本体施設の入院患者又は入所者の定員 ※短期入所生活介護は、特養の空床利用型で当該特養の入所者定員変更の場合のみ	・本体施設の変更許可等の写し	○	○					
9 10	事業所(建物)の平面図(構造概要及び専用区画等)	・平面図及び写真	○	○	○	○			○
11 12	事業所の設備の概要	・左を示した書面及び写真	○	○	○	○			○
13	管理者(氏名、生年月日及び住所) ※介護老人保健施設、介護医療院の場合は、変更届を提出する前に管理者の変更承認を受けること	・欠格要件に該当しない旨の誓約書(居宅サービス、介護予防サービス等)	○	○	○	○	○	○	○
14	管理者の免許証の写し	・免許証(資格証)の写し							
17	運営規程	・運営規程の新旧がわかる書面 ・定員増加等に伴う変更の場合は従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表、従業者の資格証の写し等を添付※8	○	○	○	○	○	○	○
18	協力医療(歯科医療)機関の名称、診療科名	・契約書等の写し	○		○	○	○	○	
20	併設する施設の概要	・左を示した書面及び写真				○	○	○	○
21	受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地	・委託契約書の写し			○				
22	介護支援専門員(氏名及び登録番号)	・介護支援専門員名簿(変更用) ・資格証の写し			○	○	○	○	○

※7 登記事項全部証明書の写しを添付する場合は、原本証明を行うこと

※8 定員の増、営業日の増、営業時間の延長、サービス提供時間の延長等、変更に伴い新たな人員配置が必要になる場合に添付

Ⅲ 介護サービス情報の公表

1 制度の概要

介護サービス情報の公表制度については、要介護者等の利用者が適切に介護サービスを選択できるよう、介護サービス事業者に対して情報の報告を法的に義務付けているものです。**対象事業所は、毎年、Web上の報告システムに必要事項を入力して、情報の報告をする必要があります。**

(1) 対象事業所

- ア 年間100万円を超える介護報酬の支払いを受けている事業所
- イ 新規指定事業所（基本情報のみ）

(2) 公表する情報

基本情報	事業所に係る基本的な事項 (法人名、事業所名、所在地、職種別の従業者数、利用料金等)
運営情報	サービスの質の確保等のための取組に関する事項 (プライバシーの確保に係る取組の有無、利用者本位のサービス提供に係る取組の有無、事故の予防に係る取組の有無等)

(3) 公表方法

報告いただいた情報は、静岡県介護サービス情報公表システムにおいて随時公表します。
→<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/22/index.php>

2 公表計画等

毎年度「介護サービス情報の公表」計画を策定し、当該計画に基づいて報告の受付、公表を行います。令和4年度の計画は、令和4年10月1日に策定し、当該計画を福祉指導課のHPに掲載しています。

なお、平成30年度から介護サービス情報の公表に係る事務・権限が政令指定都市へ移譲されました。このため、静岡市内及び浜松市内所在の事業所については、各政令指定都市で公表計画が策定されることになります。

【今年度のスケジュール（予定）】

10月1日 公表計画策定、報告の受付開始 → 11月30日 報告期限

3 報告システムのURL、ID・パスワード等

介護サービス情報の報告は、Web上で報告システムに入力していただくことで報告を受け付けます。システムを使用するためには、システムIDとパスワードが必要です。

(1) 報告システムのURL

次のアドレスにアクセスし、ID・パスワード及びサービス種類を入力してログインし、HP上の調査票に直接入力してください。

静岡県介護サービス報告システムURL（ログイン画面）

→<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/22/>

※上記のURLを直接入力してアクセスできない場合は、その旨を福祉指導課あてに電子メールで御連絡ください。（URLを電子メールでお送りします。）

福祉指導課メールアドレス → fukushishidou@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 報告システムのID・パスワード

令和3年度までに報告対象となっていた事業所につきましては、これまでと同様のID・パスワードになります。なお、ID・パスワードを失念した場合は、福祉指導課まで電子メール又はFAXで再交付を申請してください。

再交付用の様式は福祉指導課のHPに掲載してあります。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/johokohyo.html>

令和4年度に新規に指定を受けた事業所及び令和4年度に初めて報告対象となった事業所につきましては、ID・パスワードを別途通知します。

(3) 報告システムの操作方法

操作概要は、次ページの報告かんたん操作ガイドをご確認ください。また、システムの操作マニュアルは、ログイン画面の右上にある「ヘルプ」から閲覧できます。

4 その他

(1) 特定（介護予防）福祉用具販売事業所

特定（介護予防）福祉用具販売事業所について、公表対象外となる事業所を特定するため、令和3年の1年間の介護報酬が100万円以下の事業所については、情報公表対象外届を提出していただくよう、令和4年6月22日付けで依頼させていただいております。対象外届を未提出の事業所は、速やかに提出をお願いします。

情報公表対象外届の様式は福祉指導課のHP上に掲載してあります。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaisa/johokohyo.html>

(2) 介護老人保健施設

所定疾患施設療養費を算定する介護老人保健施設は、治療の実施状況について公表することとされています。当該加算を算定している事業所にあつては、「基本情報」の「サービス内容」「介護報酬の加算状況」欄について、所定疾患療養費を「あり」として忘れずに報告してください。

また、介護サービス情報の公表制度を活用することにより、治療の実施状況を公表する場合は、「事業所の特色」の「サービスの内容に関する自由記述」欄等を活用してください。

報告かんたん操作ガイド 5.0版

改版日：2018/6/25

ステップ ① ログインする

ステップ ② 状況を確認する

ステップ ③ 調査票を入力する

ステップ ④ 提出する

ステップ ③ 調査票を入力する

● 基本的な操作の流れ

1 「基本情報」の入力 ※入力必須

① 基本情報の記入状況で項目名をクリックします。



② 「基本情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。



※各タブごとに項目が分かれていますので、記入忘れに注意してください。

③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。



操作マニュアル：24ページ～

2 「運営情報」の入力 ※入力必須

※新規事業所の場合は報告の必要がないため、表示されません。その際は、3 「事業所の特色」の入力へ進んでください。

① 運営情報の記入状況で項目名をクリックします。



② 「運営情報」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。



※各タブごとに項目が分かれていますので、記入忘れに注意してください。

③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。

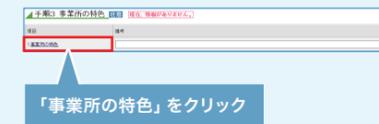


操作マニュアル：31ページ～

3 「事業所の特色」の入力

※任意で入力する項目です。写真等の画像や動画、空き情報などを随時掲載できますので、積極的にご利用ください。

① 事業所の特色の記入状況で項目名をクリックします。



② 「事業所の特色」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※画像や動画の登録方法は、操作マニュアル35ページをご参照ください。

③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。



操作マニュアル：34ページ～

ステップ ④ 提出する

① 調査票トップ画面の「手順6 調査票の提出」の「提出する」ボタンをクリックします。



② 確認画面が表示されます。内容を確認して「提出する」ボタンをクリックすると提出完了です。

注意事項

- ・「提出する」ボタンがクリックできない場合は、ステップ③をご参照の上、入力必須の調査票の記入を完了させてください。完了後、状況が「記入済」になり、提出できるようになります。
- ・提出した調査票は、都道府県により審査された後、公表されます。審査の結果、差戻し・受理取消されることがあります。その場合、必要に応じて調査票を修正後、再度提出してください。（詳細は操作マニュアル56ページをご参照ください。）
- ・提出後に内容を修正したい場合は、操作マニュアル63ページをご参照ください。

提出まであと一歩です

5 「事業所の連絡先」の入力

① 情報公表の担当者の連絡先を入力します。



② 入力後、「報告内容の連絡先を保存する」ボタンをクリックします。



③ 完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

④ 緊急時の担当者の連絡先を入力します。 ※入力必須



⑤ 入力後、「緊急連絡先を保存する」ボタンをクリックします。



⑥ 完了メッセージが表示されたら、登録完了です。

操作マニュアル：42ページ～

4 「独自項目」の入力

※表示されていない場合、報告の必要はありません。その際は、5 「事業所の連絡先」の入力へ進んでください。 ※任意で入力する項目です。

① 独自項目の記入状況で項目名をクリックします。



② 「独自項目」画面が表示されます。各項目に情報を入力します。

※項目は都道府県で設定しています。

③ 入力後、「記入した内容をチェックして登録する」ボタンをクリックします。



④ ポップアップで「登録が完了しました。」が表示されたら、登録完了です。



⑤ 「前画面に戻る」ボタンをクリックして調査票トップ画面に戻ります。



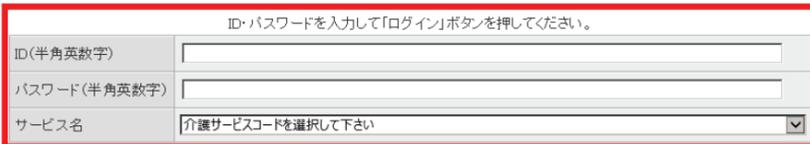
操作マニュアル：40ページ～

ステップ ① ログインする

① ブラウザのアドレス欄に次のURLを入力します。

https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/都道府県コード/

② 「ID」「パスワード」の入力、「サービス名」の選択をします。



③ 「ログイン」ボタンをクリックします。



調査票トップが表示されます

ステップ ② 状況を確認する

① お知らせの確認

都道府県からのお知らせを確認します。



② 提出までの手順の確認

各手順の進捗状況を確認します。

例えば、調査票が記入されていない場合は「未記入」、調査票が登録まで行った場合は「記入済」と表示されます。

また、各手順をクリックすると、該当する調査票の記入状況へ移動します。



③ 調査票進捗状況の確認

各調査票の備考欄は、都道府県との連絡に利用できます。

また、各項目名をクリックすると、調査票の入力画面を表示します。

手順に沿って提出作業を行ってください。



操作マニュアル：13ページ～

調査票の入力が開始できます

IV 介護保険法等の関係法規の改正

令和3年度に改正された関係法規の主な改正内容は、以下のとおりです。

1 「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の施行に伴う老人福祉法施行規則の改正について

同法律の施行に伴い令和3年4月1日施行された老人福祉法及び老人福祉法施行規則の一部改正の内容を以下に記載します。

(1) 老人福祉法の一部改正

ア 有料老人ホームを設置しようとする者が都道府県知事に届け出なければならない事項の一部及び当該届出をした者が届出に変更が生じたときに都道府県知事に届け出なければならない事項について、老人福祉法施行規則で定めることとされました。（第29条第1項及び第2項関係）
なお、老人福祉法施行規則第20条の5で定める届出事項は以下のとおりです。

ア	設置しようとする者の登記事項証明書又は条例等	部分改正、法から規則へ
イ	事業開始の予定年月日	法から規則へ
ウ	施設の管理者の氏名及び住所	法から規則へ
エ	施設において供与される介護等の内容	法から規則へ
オ	建物の規模及び構造並びに設備の概要	条文移動
カ	建築基準法第6条第1項の確認を受けたことを証する書類	条文移動
キ	設置しようとする者の直近の事業年度の決算書	条文移動
ク	施設の運営の方針	条文移動
ケ	入居定員及び居室数	条文移動
コ	職員の配置の計画	条文移動
サ	老人福祉法第29条第9項に規定する前払金、利用料その他の入居者の費用負担の額	条文移動
シ	老人福祉法第29条第9項に規定する保全措置を講じたことを証する書類	条文移動
ス	一時金の返還に関する老人福祉法第29条第10項に規定する契約の内容	部分改正条文移動
セ	事業開始に必要な資金の額及びその調達方法	条文移動
ソ	長期の収支計画	条文移動
タ	入居契約書及び設置者が入居を希望する者に対し交付して、施設において供与される便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関する重要な事項を説明することを目的として作成した文書	条文移動

イ 都道府県知事は、有料老人ホームの設置等の届出がされたときは、遅滞なく、その旨を、当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町村長に通知するものとされました。

（第29条第4項関係）

ウ 市町村長は、設置等の届出がされていない疑いがある有料老人ホーム（登録住宅を除く。）を発見したときは、遅滞なく、その旨を、当該有料老人ホームの設置予定地又は所在地の都道府県知事に通知するよう努めるものとされました。（第29条第5項関係）

2 押印省略と介護分野における文書負担の軽減

令和元年12月4日「社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会中間取りまとめ」（以下「元年12月中間とりまとめ」と言う。）、令和2年11月13日及び令和3年3月17日社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「2年度専門委員会」と言う。）での審議内容を踏まえて、当課としては、以下のとおり添付書類の押印省略や削減に取り組んでいる。

(1) 当県の取組状況

	項 目	取組状況
ア	押印の見直しによる簡素化	対応済み
イ	提出方法（持参・郵送等）の見直しによる簡素化	対応済み
ウ	人員配置に関する添付書類の簡素化	未対応
エ	施設・設備・備品等の写真の簡素化	対応済み
オ	運営規程等の職員の員数の記載方法の簡素化	対応済み
カ	変更届の標準添付書類の対応	対応済み
キ	更新申請における提出書類の簡素化	対応済み
ク	併設事業所の申請における提出書類の簡素化	対応済み
ケ	実地指導の「標準化・効率化指針」を踏まえた標準化	対応済み
コ	指定申請所等の様式例の活用やHPにおけるダウンロード等	対応済み

現在、国では、介護事業所の指定申請等について、対面を伴わない申請書類等の提出を実現するため、介護サービス情報公表システムを改修し電子申請・届出システムの構築を進めている。参加自治体の募集、利用開始の準備等を経て、第1期の参加自治体では令和4年度下期頃からの運用開始を想定しており、段階的に参加自治体を拡大する予定である。導入に際しては、指定申請に関連する様式を国が示す標準様式に変更する必要があることから、県の関法規則等の一部改正が必要となる。

V その他

1 基準条例の制定

(1) 概要

介護保険法の改正により、これまで厚生労働省令で全国一律に定められていた介護サービス事業所、介護保険施設等の基準を都道府県の条例で定めることとなりました。

静岡県においては、以下の条例及び規則が施行されています。

なお、**令和3年4月1日に国の基準が改正されたことに合わせて、県の条例・規則を一部改正しました。**

○指定居宅サービス

- ・指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第24号）
- ・指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第9号）

○指定介護予防サービス

- ・指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第28号）
- ・指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則（平成25年静岡県規則第13号）

○指定介護老人福祉施設

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成25年静岡県条例第25号）
- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第10号）

○介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第26号）
- ・介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第11号）

○指定介護療養型医療施設

- ・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成25年静岡県条例第27号）
- ・指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する規則（平成25年静岡県規則第12号）

○介護医療院

- ・介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例（平成30年静岡県条例第22号）
- ・介護医療院の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則（平成30年静岡県規則第17号）

(2) 条例及び規則の内容、解釈等

静岡県においては、条例では趣旨や一般原則（基本方針）等についてのみ規定し、具体的な基準は規則に委任しています。

なお、規則で規定する基準の内容は、**以下のア及びイの独自基準を除いて、厚生労働省令と同内容**となっています。また、基準の解釈は、当該基準の根拠となる**厚生労働省令の解釈等を準用**しています。

ア 指定介護老人福祉施設（従来型）の居室定員 ※条例施行後に整備するものに限る。

対象施設	指定介護老人福祉施設
省令の基準	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。
本県の基準	一の居室の定員は、1人とすること。ただし、 地域の実情から必要があり、かつ、当該居室が入所者のプライバシーの確保に配慮した構造であると知事が認める場合は、2人以上4人以下とすることができる。

イ 非常災害対策

対象施設等	指定通所介護事業者、指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者、指定（介護予防）短期入所生活介護事業者、指定（介護予防）短期入所療養介護事業者、指定（介護予防）特定施設入居者生活介護事業者、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、指定介護療養型医療施設
省令の基準	介護サービス事業者及び介護保険施設（上記対象施設等）は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。
本県の基準	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護サービス事業者及び介護保険施設は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。 2 介護サービス事業者及び介護保険施設は、周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて前項に規定する計画を作成しなければならない。 3 介護サービス事業者及び介護保険施設は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めなければならない。 4 介護サービス事業者及び介護保険施設は、従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めなければならない。 5 介護サービス事業者及び介護保険施設は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めなければならない。

(3) 令和3年4月1日改正の主な内容

静岡県においては、国の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が公布されたことに伴い、上記(1)に掲載した県条例及び県規則について一部改正を行いました。

主な改正内容は次のとおりです。

ア 県条例の主な改正内容

①利用者等の人権の擁護、虐待の防止等に関する規定を新設（3年間の経過措置を設ける。）

利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

②介護保険等関連情報その他必要な情報の活用に関する規定を新設

サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

イ 県規則の主な改正内容

主な改正項目	内 容
①感染症対策の強化 (経過措置3年間)	・感染症及び食中毒の予防等の対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修等に加え、訓練の実施を追加
②業務継続に向けた取組の強化（新設） (経過措置3年間)	・感染症や災害の発生時に必要なサービスの継続的な提供体制を構築するため、業務継続に向けた計画等の策定、研修・訓練の実施

③高齢者虐待防止の推進（新設） （経過措置3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の虐待防止等のための委員会の開催、指針の整備、研修の実施 ・前記の措置を適切に実施するための担当者の設置
④ハラスメント対策の強化（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえた、適切なハラスメント対策の実施
⑤会議や多職種連携におけるICT活用（新設）	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準等に定めのある各種会議等について、感染防止や多職種連携を促進するため、テレビ電話等の活用を可能とする。
⑥地域と連携した災害への対応の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害対策として、消火設備等の設備の設置、災害の種別に応じた計画の策定、関係機関との通報・連絡体制や避難・誘導體制の整備、職員への防災教育、非常災害に備えた備蓄、避難訓練等の実施（地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携）に加え、避難訓練等に地域住民の参加が得られるような地域との連携を追加
⑦認知症介護基礎研修の受講の義務付け（新設） （経過措置3年間）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者に、認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講ずることを義務付け
⑧人員配置・設備・勤務体制の見直し	<p>【居宅・介護予防サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設類型ごとに異なる短期入所生活介護の看護職員の配置を整理 <p>【施設系サービス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理栄養士の配置を位置付ける（栄養士又は管理栄養士を配置） ・従来型・ユニット型の併設施設間の看・介護職員の兼務可 ・個室ユニット型施設の定員を「おおむね10人以下」から「原則として10人以下とし、15人を超えないもの」とする ・ユニット型個室的多床室の新たな設置を禁止
⑨その他	<ul style="list-style-type: none"> ・重要事項については、掲示だけでなくファイルの配架等も可とする。 ・サービス付き高齢者住宅等と同一建物内にある訪問系サービス等について、当該建物の居住者以外にもサービス提供に努める。 ・事故発生防止のための安全対策の担当者を配置 ・諸記録の保存、交付等や利用者への説明・同意等について、原則として電磁的な対応を認め、その範囲を明確化

2 危機管理

(1) 非常災害に対する具体的計画の作成及び訓練の実施

通所介護等の居宅サービス事業者や介護保険施設は、運営基準において非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、**定期的に避難、救出訓練を行うことが義務付けられています。**

東日本大震災、平成28年8月発生の岩手県での豪雨災害などの教訓を活かし、高齢者施設等における災害への適切な対応を図るため、運営指導等において、非常災害対策について指導していますが、地震、風水害、火災等想定される非常災害に対する具体的計画（マニュアル等）が作成されていない事例、定期的に避難訓練が行われていない事例等が見受けられます。

感染症や非常災害の発生時に業務を継続的に実施するため、**業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等**が求められており義務化されています。令和6年3月までは経過措置期間とされていますが、新型コロナウイルス感染症のまん延や自然災害の多発など、事業所を取り巻く環境を踏まえると、一刻も早く取組を行い体制を整備することが必要です。国や県が作成した下記のマニュアル等を参考に**事業継続の視点を加えた非常災害対策についての計画を整備し、訓練を通して必要な見直しを行うとともに、従業員への周知徹底**をお願いします。

なお、河川の氾濫等の浸水想定区域又は急傾斜地の崩壊等の土砂災害警戒区域内に存し、**市町地域防災計画に施設の名称及び所在地が記載された施設及び事業所（要配慮者利用施設）にあつては、平成29年6月に水防法・土砂災害防止法等の一部改正が施行され、同法に基づく利用者の避難確保計画の作成及び市町への届出並びに避難訓練の実施が義務化**となりましたので、**介護保険法に基づく措置と併せ、対応**をお願いします。

さらに、非常災害に備え、食料、飲料水その他生活に必要な**物資の備蓄**に努めてください。

県では、高齢者施設における災害対策の強化を円滑に推進するため、静岡県老人福祉施設協議会とは平成25年3月に、静岡県老人保健施設協会とは平成26年3月に、**災害時における高齢者施設サービス継続のための連携等に関する協定**を締結しています。

(参考資料)

・「**高齢者福祉施設における災害対応マニュアル**」（県HPに掲載）

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-210/chouju/keikaku/saigaitaiou2.html>

・「**介護施設・事業所における業務継続ガイドライン**」（厚生労働省HPに掲載）

→https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakuratome_13635.html

・「**介護施設における事業継続計画（BCP）作成支援ツール**」（県HPに掲載）

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h26/shisetu-bcp.html>

・「**水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル**」

※国土交通省・厚生労働省共同作成参考資料（国土交通省HPに掲載）

→http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sabo/sabo01_fr_000012.html

<根拠法令等>（通所介護の場合）

H25県規則9 第108条

- 1 指定通所介護事業者は、**非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制並びに避難及び誘導の体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知**するとともに、**定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練**を行わなければならない。
- 2 指定通所介護事業者は、周辺の環境を踏まえて、かつ、**地震、風水害、火災その他非常災害の種類に応じて前項に規定する計画を作成**しなければならない。
- 3 指定通所介護事業者は、第1項に規定する訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう**連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努め**なければならない。

ならない。

- 4 指定通所介護事業者は、従業者を防災に関する研修に参加させる等**従業者の防災教育**に努めなければならない。
- 5 指定通所介護事業者は、非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な**物資の備蓄**に努めなければならない。

H11老企25 第三 六 3

(1) 非常災害対策

- ① 居宅基準第103条（注：H25県規則9第108条）は、指定通所介護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、**火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底**するとともに、**日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえ**るような体制作りを求めることとしたものである。なお、「**非常災害に関する具体的計画**」とは、**消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画**をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定通所介護事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定通所介護事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。
- ② 同条第2項は、指定通所介護事業者が前項に規定する**避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要**である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

(2) 災害時の報告

要介護高齢者など日常生活上の支援を必要とする方が利用する施設では、災害発生時、ライフラインの確保、必要な物資の供給、被災施設の早期復旧など、ニーズに応じて必要な措置を速やかに講じていくことが必要です。こうしたことから、社会福祉施設等の被災状況を迅速かつ正確に把握し関係者間で共有することが重要になってきます。

今般、厚生労働省では、被災した介護施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、**介護サービス情報公表システムに施設自らが被災情報を入力できるように災害時情報共有機能を追加**しました。

介護サービス情報公表制度における報告対象の事業所は、情報公表システムのIDにより登録することになります。

(3) 防犯対策

平成28年7月に神奈川県の障害者支援施設の入所者が殺傷されるという痛ましい事件が発生し、防犯対策の必要性が再認識されました。そこで県では「**福祉施設防犯対策マニュアル**」を作成しましたので活用してください。実現できることから**防犯対策**を講じ、改めて入所者等の安全を確保するよう努めてください。

（参考資料）

- ・「**福祉施設防犯対策マニュアル**」（県HPに掲載）

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/h29/fukushibouhantaisaku.html>

(4) 事故報告と防止

ア 事故報告について

介護保険サービスに係る事故が発生した場合は、介護保険法上、保険者（市町村）等に対する報告が義務付けられていますので、**少なくとも下記に示した事故については、保険者に対し当該保険者の定めるところにより報告してください。**

なお、どのような事故について報告をするのか、細かい取り決めをしている保険者もありますので、不明な場合は保険者にお問い合わせください。

<報告すべき事故>

次のいずれかの事故に該当する場合は必ず報告するものとし、それ以外の事故については、保険者である市町村の指示に従うものとする。

① 死亡事故

② 事故発生後、利用(入所)者が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故

なお、介護保険施設（併設事業所を含む）については、次の場合を含む。

○介護老人福祉施設の配置医師による診察

○介護老人保健施設の医師による診察

○介護療養型医療施設の医師による診察

○介護医療院の医師による診察

※1 保険者と事業所所在の市町が異なる場合には、当該市町に対しても同様に報告してください。

※2 通所介護事業所で行う宿泊サービスに係る事故についても、同様の取扱いをお願いします。

イ 事故防止について

万が一事故が起きてしまった場合は、今後同じ事故が二度と起きないように対策をすることが必要です。

事故が起こった状況、対応、原因を分析することはもちろん、事故防止・再発防止のため、具体的にどのような検討を行い、対策をしたかを記録し、その対策の評価を行うことが何より大切となります。

さらに、定期的に研修等で職員間の情報共有を図ることで、より事故が起きにくい体制が作られると考えられます。

(5) 感染症等発生時における報告について

県所管の特別養護老人ホームやデイサービスセンターなどの社会福祉施設等において、感染症等が発生した場合には、速やかに県福祉指導課及び管轄の保健所、市町の介護保険担当課への報告をお願いします。

また、職員を対象とした感染症対策に関する研修を定期的（年2回以上）に開催するなど、日頃から感染症、食中毒の発生又はまん延防止のための取り組みを徹底してください。

<報告すべき案件>

① 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれによると疑われる**死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生**した場合

② 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われるものが初発日から**10名以上又は全利用者の半数以上発生**した場合

③ ①及び②に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

なお、報告書は状況が変化するごとに「第〇報」と記載し、終息するまで随時作成、報告してください。

(参考) 社会福祉施設等における感染症等発生時における報告等の流れ (205ページ参照)

3 感染症対策と県の取組

(I) 新型コロナウイルス感染症に対する感染予防

令和2年7月8日付け福指第119号にて通知しました「感染予防チェックリスト」(入所・居住系、短期・通所系、訪問系)による**定期的な確認**について、**全職員を対象**に実施するようお願いいたします。

(参考：入所・居住系用の感染症予防チェックリスト)

感染予防チェックリスト【入所・居住系】

確認事項	チェック	ポイント
全職員に対し出勤前に体温を計測し、発熱等の症状がある場合は出勤しないことを徹底していますか	<input type="checkbox"/>	解熱後、少なくとも24時間以上が経過し、咳などの呼吸器症状が改善するまで出勤させてはいけません。
① 病原体を施設に持ち込まない 感染が疑われる職員がいる場合、管理者は帰国者・接触者相談センターに報告し、指示を受けていますか	<input type="checkbox"/>	発熱、のどの痛み、味覚や嗅覚の低下、せきなどの風邪の症状、息苦しさ、強いだるさがあるなど、早期発見と早期対応が重要。
全職員に対し職場はもとより、職場外でも、「3つの密」を避けることを徹底していますか	<input type="checkbox"/>	「換気が悪い密閉空間」、「多数が集まる密集場所」、「間近で会話や発声する密接場面」を避けましょう。
面会や業者との物品の受け渡し等は限られた場所で行っていますか	<input type="checkbox"/>	マスク着用を含む咳エチケットなどの注意事項を、玄関に張り紙などで周知します。
面会者等が施設内に入る場合は、手洗い、消毒、マスク着用、体温の計測、行動の履歴等の記録をしてもらっていますか	<input type="checkbox"/>	面会を制限する場合は、テレビ電話等を活用し、入居者と家族のストレスを和らげましょう。
② 病原体を持ち出さない 石鹸による十分な手洗い、アルコール消毒、マスク着用を徹底していますか	<input type="checkbox"/>	「1ケア1手洗い」は感染対策の基本です。石鹸はウイルスの構造を壊します。
日頃から入居者の健康状態の変化、日常との違いに注意していますか	<input type="checkbox"/>	クラスターが発生した施設では、発熱等の症状があったにもかかわらず、何日も感染を疑っていなかった、との報告があります。
食事前後や排泄後に、石鹸と流水による手洗いを行ったり、ディスポ手袋やエプロン、フェイスシールドを着用してケアを行っていますか	<input type="checkbox"/>	汚染した手袋を着用したまま他のケアを続けたり、別の入居者へのケアをしてはいけません。手袋を脱ぐ時に外側を触らないこと及び手洗い、廃棄にも注意が必要です。
感染症対策マニュアル等の更新や、専門家等による研修を行っていますか	<input type="checkbox"/>	研修では感染者の発生を想定し、初動対応、防護服等の着脱のシミュレーション等を行います。
③ 病原体を施設内に拡げない 感染防止に向け、職員間での情報共有を密にし、全職員が連携して取組を進めていますか	<input type="checkbox"/>	複数施設を行き来する職員や利用者がクラスターの原因となった施設が複数あります。
各所の換気や湿式清掃を実施し、手すり、ドアノブ等の消毒を行っていますか	<input type="checkbox"/>	共有のキーボード、マウス、タブレット端末を介しての感染拡大が報告されています。
研修、会議、リハビリなどの際、時間帯をずらす、同じ場所での人数を減らす、マスクの着用又は2m程度の距離確保や定期的な換気を行っていますか	<input type="checkbox"/>	飛沫感染にソーシャル・ディスタンスは有効ですが、心の距離は離れないようにしましょう。
面会者や施設内に入出入りした者(氏名、日時、連絡先)や入居者のケア記録(体温、血中酸素濃度、症状等)、勤務表等がありますか	<input type="checkbox"/>	保健所の積極的疫学調査への協力にも有効です。

(2) 新型コロナウイルス感染症発生時の対応

令和2年7月8日付け福指第119号にて通知しました「感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー」(入所・居住系、短期・通所系、訪問系)を各施設等において改めて確認するとともに、A3版などに拡大し、掲示しておくようにお願いします。

なお、感染が疑われる者が発生した場合の指定権者等への情報共有については、引き続き御協力をお願いします。

(参考：入所・居住系用の感染が疑われる者等が発生したときの対応フロー)

感染者等が発生したときの対応フロー 【入所・居住系】



※ かかりつけ医等がない場合は、発熱等受診相談センターにて受診先の案内を受ける。

- ◎ 発熱等受診相談センターの連絡先 (令和4年8月1日現在)
 - 静岡市在住の方 電話番号 0570-08-0567 (土日祝の場合:054-249-2221)
 - 浜松市在住の方 電話番号 0120-368-567
 - 上記以外の方 電話番号 050-5371-0561 FAX 054-281-7702

(3) 衛生用品等の支援

県では、感染拡大防止のため、令和2年度以降、衛生用品等の支援に取り組んできました。今年度もクラスターが発生した施設等への個別の支援等に取り組んでまいります。

各事業所・施設においても、令和2年度に県が実施した「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」等により調達した衛生用品等を活用して、感染対策への継続した取組をお願いします。

なお、令和2年度に「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業」により実施した感染者が発生した介護サービス事業所・施設等へのかかり増し経費の助成については、「新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」として、昨年度に引き続き令和4年度も取組を継続します。

(4) 応援体制の整備

高齢者施設、障がい児者施設等（以下「社会福祉施設等」という。）において、新型コロナウイルス感染症の発生等により施設職員の勤務が制限され、施設運営が困難となった施設の事業継続を確保するため、関係各課及び関係団体で組織する「クラスター福祉施設支援チーム（CWA T（Cluster Welfare Assistance Team）」を設置し、応援職員の派遣を行っています。

(5) 「福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）」

県では、感染者が発生した際のサービス継続を支援するため、新型コロナウイルス感染症に対応した「福祉施設のための感染症クラスター対策マニュアル（FAQ）」を作成しました。

このマニュアルを各事業所においてダウンロードいただき、具体的な対応策の検討や資材の準備に活用し、BCP（事業継続計画）の作成などに努めるようにお願いします。

【静岡県公式ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronafaq.html>

(6) 「福祉施設のための新型コロナウイルス感染対策事例集」

医師や感染管理認定看護師による福祉施設への訪問指導で明らかになった、感染対策上の問題点等を写真やイラストで分かりやすく事例集としてまとめましたので、これを参考に、感染防止対策の徹底をお願いします。

【静岡県公式ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronatool.html>

(7) 「社会福祉施設感染対策リーダー研修」

感染症の専門家が監修した、福祉施設向けの感染症対策研修動画を公開しました。本動画による職員研修を実施していただきますようお願いします。

【静岡県公式ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronatool.html>

(8) 「福祉施設が知りたい感染対策の相談と提案（相談事例集）」

福祉施設から実際にあった疑問に対し感染症対策の専門家が提案した内容を、写真や図を交えた対話形式でわかりやすくまとめました。

【静岡県公式ホームページ】

<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r2/coronatool.html>

(9) 令和3年度制度改正における改正点

基準省令の改正により、従来、取組が義務づけられていた介護保険施設に留まらず全てのサービスに対して、感染症対策への取組が義務づけられました。

サービス種別	令和2年度まで	令和3年度から※
介護保険施設	以下の3点を義務付け ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催 ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備 ③職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修会を定期的実施	以下の3点を義務付け ①感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を介護保険施設はおおむね3月(その他のサービスはおおむね6月)に1回以上開催 ②感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備 ③職員に対し感染症の予防及びまん延防止のための研修会及び訓練を定期的に(介護保険施設は年2回以上、その他のサービスは年1回以上)実施
その他のサービス	・訪問系事業所：定め無し ・それ以外の事業所：予防又はまん延防止に必要な措置の努力義務	

※介護保険施設は訓練が、その他のサービスは全ての取組が令和6年3月31日まで努力義務

4 身体拘束廃止の取組等

★ 対象サービス…(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院

(i) 身体拘束廃止の取組について

介護保険制度上、介護老人福祉施設等において身体拘束及び行動の制限（以下「身体拘束」という。）は原則禁止です。「当該入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合」にのみ身体拘束が認められていますが、これは下記のとおり、「**切迫性」「非代替性」「一時性」の3要件すべてを満たし、かつ、これらの要件の確認等の手続が極めて慎重に実施されている**ケースに限られます。

運営指導等において下記の対応ができておらず、指摘を受ける事業所が依然として見受けられます。適切な実施をお願いします。

<不適切事例のうち主なもの>

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていない。
- ・身体拘束等の適正化のための指針が策定されていない。
- ・身体拘束の実施に当たり**解除に向けた取り組みがなされていない。**
- ・身体拘束の実施（又は拘束の継続）に当たり**家族等への説明をしていない。**
- ・身体拘束に関する検討内容（3要件の該当性等）に関する記録がされていない。
- ・身体拘束時の利用者の心身の状況、身体拘束の態様、（拘束・解除の）時間、拘束の理由を記録していない。

<緊急やむを得ない場合の対応>

ア 3つの要件をすべて満たすことが必要

【**切迫性**】入所者（利用者）本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

【**非代替性**】身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと

【**一時性**】身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

イ 慎重な手続に沿って行うこと

- ・担当職員など、限られた関係者で必要性を検討するのではなく、「身体拘束廃止委員会」など**施設全体としての組織的判断**を行う。
- ・入所者（利用者）本人や家族に対して、身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り**詳細に説明し、十分な理解を得る**よう努める。
- ・「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを**常に観察、再検討**し、要件に該当しなくなった場合は直ちに解除する。

ウ 身体拘束に関する記録をすること

身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。

なお、県では、「**身体拘束ゼロ宣言**」を各事業所に呼びかけています。

また、令和2年度までに身体拘束ゼロ宣言をした事業所には身体拘束ゼロ宣言の再宣言を呼びかけています。是非、再宣言をお願いします。

(参考)「**身体拘束ゼロへの手引き**」

身体拘束廃止の趣旨、身体拘束をしないための具体的なケアの工夫や事例などを盛り込んだ介護現場用の手引きとして厚生労働省が作成したものです。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/28kousoku-enquete.html>

(2) 身体拘束廃止未実施減算について

身体拘束の適正化を図るため、介護保険施設や（介護予防）特定施設入居者生活介護について、身体拘束廃止未実施減算が行われています。

(3) 身体拘束に関するアンケート調査について

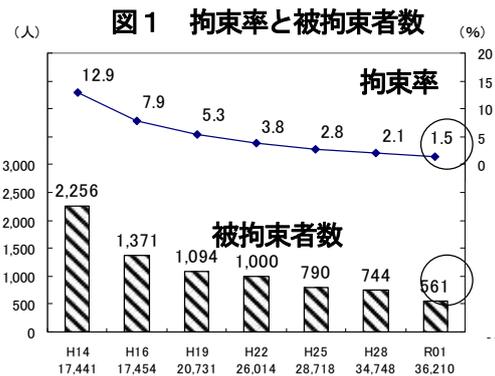
施設等での身体拘束の取組状況や利用者家族等の意識等の実態を把握し、今後の身体拘束廃止のための施策推進や実地指導に資することを目的として、平成16年度以降、3年ごとに介護保険事業所における身体拘束に関するアンケート調査を実施しております。令和4年度は実施年度に該当するため、関係事業所の皆様には御協力をいただいておりますが、調査結果につきましては、取りまとめのうえ、公表する予定であります。なお、前回（令和元年度）の調査結果は以下のとおりです。

① 事業所に対するアンケート調査結果（令和元年度）

回答のあった事業所の利用者のうち身体拘束が実施されている人数（被拘束者数）は561人、利用者数に対する被拘束者数の割合（拘束率）は1.5%であり、平成14年の調査開始以降、被拘束者数・拘束率ともに減少が続いています（図1）。

一方、被拘束者に対して、適正な手続きを踏まえずに実施されている拘束の割合は4.1%となり、前回調査（平成28年度）に比べ人数、率ともに減少しました。（図2）

（H28 38人、5.1%）→（R01 23人、4.1%）



※利用者数は、回答のあった事業所の利用者数

図2 被拘束者に対する適正な手続きの有無

年度	適正な手続きを踏まえて実施 (%)	適正な手続きを踏まえずに実施 (%)
H16 (N=1,371)	40.9	59.1
H19 (N=1,094)	75.5	24.5
H22 (N=1,000)	87.9	12.1
H25 (N=790)	85.7	14.3
H28 (N=744)	94.9	5.1
R01 (N=561)	95.9	4.1

(%)

※適正な手続きの有無については、H16から調査

② 利用者家族に対するアンケート調査結果（令和元年度）

回答のあった利用者家族については、身体拘束原則禁止に関する認識度は90.0%と高い一方で、身体拘束をやむを得ない、仕方ないとする考えもありました。

ア 介護保険施設等における身体拘束原則禁止について

「知っている」(90.0%)

- ・施設等から説明を受けて、知っている (65.8%)
- ・新聞、ポスター等を見て、知っている (9.0%)
- ・その他の方法で、知っている (15.2%)

イ 身体拘束が原則禁止であることについて、利用者家族の考え（複数回答）

「本人又は家族等に十分な説明があり、同意できれば仕方ない」(64.4%)

「原則禁止となったことは、良いことだと思う」(60.3%)

「施設等に迷惑が掛かるならば、拘束もやむを得ない」(36.6%)

＜根拠法令等＞（介護老人福祉施設（従来型）の場合）

H25県規則10

第13条

- 4 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため**緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。**
- 5 指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、**その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録**しなければならない。
- 6 指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。**
 - (2) **身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。**
 - (3) **介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。**

第40条

- 2 指定介護老人福祉施設は、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。
- (1)、(2) (略)
 - (3) **第13条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録**
 - (4)～(6) (略)

H12老企43 第四 10

(3) **身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会**（第6項第1号）

同条第6項第1号の「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」（以下「身体的拘束適正化検討委員会」という。）とは、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会であり、**幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、介護職員、生活相談員）により構成する。**構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、**専任の身体的拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要**である。

なお、身体的拘束適正化検討委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営することが必要であるが、関係する職種、取り扱う事項等が相互に関係が深いと認められる他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。身体的拘束適正化検討委員会の責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。また、身体的拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましく、その方策として、精神科専門医等の専門医の活用等が考えられる。

また、身体拘束適正化検討委員会は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に対するガイドライン」等を順守すること。

指定介護老人福祉施設が、報告、改善のための方策を定め、周知徹底する目的は、身体的拘束等の適正化について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意することが必要である。

具体的には、次のようなことを想定している。

- ① 身体的拘束等について報告するための**様式を整備**すること。
- ② 介護職員その他の従業者は、**身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録**するとともに、

- ①の様式に従い、**身体的拘束等について報告**すること。
- ③ 身体的拘束適正化検討委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該**事例の適正性と適正化策を検討**すること。
- ⑤ 報告された**事例及び分析結果を従業者に周知徹底**すること。
- ⑥ 適正化策を講じた後に、その**効果について評価**すること。
- (4) **身体的拘束等の適正化のための指針**（第6項第2号）
 指定介護老人福祉施設が整備する「身体的拘束等の適正化のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。
- ① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方
- ② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項
- ③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針
- ④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針
- ⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針
- ⑥ 入所者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
- ⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針
- (5) **身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修**（第6項第3号）
 介護職員その他の従業者に対する身体的拘束等の適正化のための研修の内容としては、身体的拘束等の適正化の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該指定介護老人福祉施設における指針に基づき、適正化の徹底を行うものとする。
- 職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定介護老人福祉施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、**定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施**することが重要である。
- また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、職員研修施設内での研修で差し支えない。

H12厚告21 別表 1

注4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合（H11厚令39 第11条第5項及び第6項又は第42条第7項及び第8項（注：H25県規則10第13条第5項及び6項又は第44条第7項及び第8項）に規定する基準に適合していない場合）は、身体拘束廃止未実施減算として、**所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算**する。

H12老企40 第二 5

(5) **身体拘束廃止未実施減算**について

身体拘束廃止未実施減算については、施設において身体拘束等が行われていた場合ではなく、**指定介護老人福祉施設基準第11条第5項又は第42条第7項の記録（指定介護老人福祉施設基準第11条第4項又は第42条第6項に規定する身体拘束等を行う場合の記録）を行っていない場合及び指定介護老人福祉施設基準第11条第6項又は第42条第8項に規定する措置を講じていない場合に、入所者全員について所定単位数から減算**することとなる。具体的には、記録を行っていない、身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない、身体的拘束適正化のための指針を整備していない又は身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施していない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入所者全員について所定単位数から減算することとする。

5 高齢者虐待の防止

★ 対象サービス…全サービス

(1) 高齢者虐待の防止について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」では、高齢者虐待を①養護者による高齢者虐待、②養介護施設従事者等による高齢者虐待に分けて定義し、さらに身体的虐待、介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5つに分類しています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること
介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき義務を著しく怠ること
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与えうる言動を行うこと
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他高齢者から不当に財産上の利益を得ること

「高齢者虐待防止法」の実効性を高めるため、介護サービス事業者は次に掲げる3つの観点から虐待の防止に努めることが求められています。

① 未然防止

高齢者虐待の防止のためには、虐待を未然に防止する予防的取り組みが最も重要になります。普段から、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を心がけながらサービス提供を行うことが求められます。

② 早期発見

介護サービス事業者は、施設・事業所内での虐待や不適切なケアについて早期発見できる体制を整備することが求められるとともに、養護者等からの虐待やセルフネグレクト状態にあるケースも発見しやすい立場であることから、相談体制の確保等を行うことが期待されています。

③ 発生時の迅速かつ適切な対応、再発防止

施設・事業所内で虐待が発生、又は養護者等による虐待が疑われる行為を発見した場合は、速やかに所在市町に通報・相談し、調査等に協力してください。

(2) 介護サービス事業者による虐待防止のための措置

令和3年度の基準省令改正により、全ての介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、①～⑤の措置を講ずることが義務付けられました。

(※3年間の経過措置期間が設けられており、令和6年3月31日までは努力義務)

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催
- ② 施設・事業所における虐待の防止のための指針を整備
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を設置
- ⑤ 虐待の防止のための措置に関する事項を運営規程へ記載

＜根拠法令等＞（訪問介護の場合）

H25県規則9

第28条

指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項を記載した運営規程を定めておかなければならない。

- (1)～(6) (略)
- (7) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (8) (略)

第38条の2

指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと

令和3年規則25附則

- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する規則(以下「新指定居宅サービス等基準規則」という。)第38条の2(中略)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とし、新指定居宅サービス等基準規則第28条(中略)の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

H11老企25 第三 1

(3) 虐待の防止

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定訪問介護事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

指定訪問介護事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

指定訪問介護事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定訪問介護事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第2条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされている。

① **虐待の防止のための対策を検討する委員会**（第1号）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- ニ 虐待等について、従業員が相談・報告できる体制整備に関すること
- ホ 従業員が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② **虐待の防止のための指針**（第2号）

指定訪問介護事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ **虐待の防止のための従業者に対する研修** (第3号)

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定訪問介護事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定訪問介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ **虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者** (第4号)

指定訪問介護事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

6 新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業

★ 対象サービス…全てのサービス（但し、特定福祉用具販売を除く。）

・本資料は制度の要点のみを記載しています。補助対象事業所、申請方法及び申請期間等詳細については、福祉指導課のホームページを必ず参照してください。

→<https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/fukushishidou-kaigo-toppage.html>

(1) 制度の趣旨

新型コロナウイルス感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援するため、通常の介護サービス提供時では想定されないかかり増し経費等に対して支援を行う。

(2) 補助対象事業所

静岡県内（政令市を含む。）に所在する介護サービス事業所・施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付高齢者向け住宅

(3) 補助対象事業

ア 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。）

事業所		緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境復旧・環境整備に係る費用
①	利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・介護施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）	○職員の感染等による人材不足に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用に係る費用、割増賃金・手当、職業紹介費、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（介護施設等のみ）	○介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用 ○感染症廃棄物の処理費用 ○在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用
②	濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く。）
③	静岡県又は政令市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所		
④	感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く。）	○職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保 ・一定の要件のもと実施される自費検査費用（介護施設等のみ）	

⑤	病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用 (高齢者施設等のみ)	○感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用(高齢者施設等のみ)
---	--------------------------------	--	------------------------------------

イ 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

事業所	緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境復旧・環境整備に係る費用
ア①、③以外の通所系サービス事業所が、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所	○通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用	○通所系サービスの代替サービス提供のための費用 ・代替場所の確保(使用料)、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、車や自転車のリース費用、安否確認のためのタブレットのリース費用(通信費用は除く。)

※通常形態での通所サービス提供が困難であり、未然に代替措置を取った場合(近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合(感染者が一定数継続して発生している状況等)に限る。))

※代替サービス提供期間分に限る。

ウ 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等

事業所	緊急時の介護人材確保に係る費用	職場環境復旧・環境整備に係る費用
ア①又は③に該当する事業所、施設等と連携 自主的に休業(連続3日以上)した介護サービス事業所と連携	○連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用 ・緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費	/

(4) 留意事項

介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。

7 令和3年度の補助金又は交付金にかかる消費税仕入控除税額等の報告

新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金

★ 対象サービス…全てのサービス

- ・令和3年度に、上記補助金を活用して感染症対策等の事業を実施した事業者は、**補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額の有無について、報告書の提出が必要**です。
- ・**消費税の確定申告義務のない事業者等も報告書の提出が必要**ですので、御注意ください。
- ・令和4年6月に、報告対象の法人等あてに報告書提出依頼の文書を郵送でお送りしましたので、指定された期日までに、標記補助金又は交付金に係る消費税仕入控除税額等の確認書を福祉指導課あてご提出ください。
- ・控除できる部分の金額がある場合は、上記依頼文書に従い、補助金の返還をお願いします。

※詳細については、福祉指導課からの文書及び消費税仕入控除税額等の報告についてのホームページを必ず参照してください。

<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/r4/20220610syouhizeihoukokunituite.html>

様式一覧（各様式は上記ホームページに掲載）

共 通	<p>報告書（注：補助金によって書式が異なります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号） （新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業補助金） ・消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第2号） （介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業費補助金）
→返還額が0円の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・返還額がないこと理由書（別紙1） ・免税事業者であることの証明書（別紙3）
→返還額がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ・計算書（別紙4－①又は②又は③）

8 喀痰吸引等業務に係る登録制度等

(1) 概要

医師法等により、痰の吸引及び経管栄養は医療行為であり、免許を持たない介護職員がこれらの行為を行うことは原則として禁止されていましたが、平成24年4月1日に社会福祉士及び介護福祉士法が改正され、喀痰吸引等業務に係る登録制度等が設けられ、一定の要件を満たす場合に介護職員等が喀痰吸引等を行うことが可能となりました。

また、平成28年度からは、介護福祉士資格の指定登録機関に実地研修を修了した行為を登録することにより、介護福祉士の業務として喀痰吸引等を行うことが可能となりました。

主な内容は、次のとおりです。

(2) 登録制度等

① 喀痰吸引等を行うことができる介護職員等

ア 実地研修を修了した行為を登録した**介護福祉士**（喀痰吸引等の行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた者）

イ 事業所の介護職員、特別支援学校教員等で、登録研修機関が実施する研修を修了し、知事の認定を受けた**認定特定行為業務従事者**（認定特定行為業務従事者認定証の交付を受けた者）

② 喀痰吸引等の内容

喀痰吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部）及び経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻） **※ただし、①ア、イの者が登録（認定）を受けた行為のみ実施可能**

③ 登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者

介護福祉士や認定特定行為業務従事者が実際に喀痰吸引等を行うためには、当該介護職員等が勤務する事業所が県の登録を受ける必要があります。

介護福祉士の業務として喀痰吸引等が位置付けられたことに伴い、介護福祉士に対して実地研修を行う場合や、実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等を行わせる場合は、従来の、認定特定行為業務従事者に特定行為を行わせる登録特定行為事業者の登録とは別に、登録喀痰吸引等事業者の登録が必要となります。

④ 介護福祉士の喀痰吸引等の登録（実地研修修了の登録）

実地研修を修了した喀痰吸引等行為を介護福祉士登録証に付記する手続については、介護福祉士資格の指定登録機関である（公財）社会福祉振興・試験センターのHPをご覧ください。
→<http://www.sssc.or.jp>

なお、既に認定特定行為業務従事者として喀痰吸引等の業務を行っている場合は、引き続き認定特定行為業務従事者として実施することが可能です。

◆変更の届出に必要な添付書類一覧

区分	変更内容	必要書類
認定証	登録事項	認定証の写し・住民票の写しその他変更内容が分かる書類
	※再交付	再交付申請書・認定証（原本）・住民票の写しその他変更内容が分かる書類
事業者	登録事項	履歴事項証明書
	従事者名簿	新旧従事者名簿・資格証の写し
研修機関	登録事項	履歴事項証明書
	業務規程	新旧業務規程・その他変更事項に関する契約書・資格証等

9 業務管理体制の届出

介護サービス事業者は法令遵守等の業務管理体制を整備することが義務付けられておりますので、**届出を済ませていない事業者は速やかに届出書を提出してください。**

また、既に届出を済ませている事業者については、下記(1)～(3)をご確認いただき、事業所数の増減により規模区分が変更になった場合や、法令遵守責任者が変更になった場合など、届出事項に変更があった場合は所定の様式により届け出てください。

(1) 事業者が整備する業務管理体制

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の39)

区 分	小規模	中規模	大規模
事業所等の数	1以上20未満	20以上100未満	100以上
業務管理体制の整備の内容			業務執行の状況の監査を定期的に実施
		法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備	法令遵守規程（業務が法令に適合することを確保するための規程）の整備
	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任	法令遵守責任者（法令を遵守するための体制の確保に係る責任者）の選任

○事業所数について

- ・介護予防サービス事業所及び介護予防支援事業所を含みます。（例えば、訪問看護と介護予防訪問看護を行っている事業所等の数は「2」となります。）
- ・みなし事業所を除きます。
- ・総合事業は、事業所数には含みません。

○法令遵守責任者について

法令遵守責任者については、何らかの資格等を求めるものではありませんが、少なくとも介護保険法及び同法に基づく命令の内容に精通した法務担当の責任者を選任することを想定しています。また、法務部門を設置していない事業者の場合には、事業者内部の法令遵守を確保することができる者を選任してください。なお、代表者自身が法令遵守責任者となることを妨げるものではありません。

○法令遵守規程について

法令遵守規程については、事業者の従業員に少なくとも介護保険法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための内容を盛り込む必要がありますが、必ずしもチェックリストに類するものを作成する必要はなく、例えば、日常の業務運営に当たり、同法及び同法に基づく命令の遵守を確保するための注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したものなど事業者の実態に即したもので構いません。

(2) 業務管理体制の整備に関する事項を記載した届出書の届出先

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

区 分		届出先
1	指定事業所が2以上の都道府県に所在する事業者	
	① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣 ※1
	② 上記以外の事業者	主たる事務所が所在する都道府県知事
2	地域密着型サービス（介護予防含む）のみを行う事業者であって、指定事業所が同一市町内にのみ所在する事業者 ※2	事業所等が所在する市町長 ※2
3	1及び2以外の事業者	
	① 指定事業所が同一指定都市内（静岡市、浜松市）にのみ所在する事業者	指定都市の長（静岡市、浜松市）
	② 上記以外の事業者	静岡県知事

※1 一部地方厚生局長に委任されていますので、詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※2 各市町にお問い合わせください。

(3) 届出に必要な様式

(介護保険法第115条の32・介護保険法施行規則第140条の40)

届出が必要となる事由		様式
1	業務管理体制の整備に関して届け出る場合（介護保険法第115条の32第2項）	指定規則様式第10号
2	事業所等の指定等により事業展開地域が変更し届出先区分の変更が生じた場合（介護保険法第115条の32第4項）	指定規則様式第10号
3	届出事項に変更があった場合（介護保険法第115条の32第3項）	指定規則様式第11号

- ・上記2の届出は、区分変更前と区分変更後の行政機関にそれぞれ届け出てください。
- ・上記3の届出事項の中に「事業所名称等及び所在地」が含まれていますが、事業所等の指定や廃止等により、その数に変更が生じ、整備する業務管理体制が変更された場合のみ届け出てください。（事業所等の数に変更が生じて、整備する業務管理体制が変更されない場合は、届け出る必要はありません。）

(4) 業務管理体制確認検査

業務管理体制の届出のあった法人（事業所）に対して、下記の検査を実施します。

① 検査の種類

○一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために、平成22年度から定期的の実施しています。

- ア 法令遵守責任者の役割及びその業務内容
- イ 業務が法令に適合することを確保するための規程の内容（中規模及び大規模事業者対象）
- ウ 業務執行の状況の監査の実施状況及びその内容（大規模事業者対象）

○特別検査

指定介護サービス事業者等の指定等取消処分相当事案が発覚した場合に実施します。

- ア 業務管理体制の問題点を確認し、その内容を検証
- イ 指定等取消処分相当事案への組織的関与の有無を検証

② 検査実施機関

(2)の届出書の届出先と同じです。

10 ハラスメント対策

運営基準において、全ての介護サービス事業者に、適切な介護サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならないことが規定されました。

(根拠法令：訪問介護の場合 H11 厚生省令37 第30 条第4項、H11 老企25 第3 - 3 (21) ④)

(1) 事業主が講ずべき措置の具体的内容

① 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

② 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

※なお、パワーハラスメント防止のための事業主方針の明確化等の措置義務については、中小企業についても、令和4年4月1日から義務化されましたので（令和3年度は努力義務）、ご留意いただき適切な措置を講じてください。

(2) 事業主が講じることが望ましい取組について

顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、以下の取組を、事業者が雇用管理上の配慮として行うことが望ましいとされています。

① 相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

② 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）

③ 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等）

◆ 参考となるマニュアル、手引き等

介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」「(管理職・職員向け)研修のための手引き」等を参考にしてください。上記マニュアル、手引き等は、厚生労働省ホームページ (https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html) に掲載されています。

10 静岡県福祉指導課ホームページ (HP)

福祉指導課のホームページ (HP) には、介護サービス事業者向けのお知らせのほか、指定基準、指定申請等の手続の流れ、各種の様式などを掲載しています。

(1) アクセス方法

HPアドレス

→<http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/toppage.html>

※各種の検索エンジンで「静岡県福祉指導課」と検索しても、福祉指導課のHPに直接アクセスすることができます。

※福祉指導課の担当業務毎にページが分かれていますので、「**介護指導**」をクリックしてください。

(2) 主な掲載事項

① 介護サービス事業者向けのお知らせ、新着情報

ア. 新型コロナウイルス感染症に係る補助金等に係る次のお知らせを掲載しています。

- ・「令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」
- ・「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業」及び「介護サービス事業所・施設等における感染防止対策支援事業」についての消費税仕入控除税額等の報告

イ. 「社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応についてのお知らせ」では、新型コロナウイルス感染症に係る厚生労働省からの通知を随時掲載しています。

また上記以外にも、介護サービス事業者向けの各種依頼や通知等を掲載しています。新着情報等を掲載した際は、掲載した旨を、事前に登録いただいたメールアドレス (P. 7参照) にお知らせしています。

重要なお知らせも多いので、メールやHPはこまめに確認してください。

② 介護保険事業者の新規指定・更新指定・変更等の手続

指定基準の概要、各種手続のための様式等を掲載しています。

届出の多い変更届についても、届出が必要となる事項や、必要な添付書類を掲載していますので、届出忘れがないようお願いします。押印廃止に伴い、様式が変更となっているものもありますので、御確認ください。

③ 実地指導の事前提出資料の様式

実地指導の事前提出資料の様式は、HPに掲載しています。事前に作成して提出してください。なお、実地指導等のお知らせや事前提出資料の提出期限は、該当の事業所に対して個別に通知しています。

④ 同報メール配信システムの登録方法

同報メールの登録方法について掲載しています。

⑤ 情報公表制度

介護サービス情報の公表制度や公表計画等について掲載しています。

⑥ 喀痰吸引等業務に係る登録制度等

喀痰吸引等業務に係る登録制度・手続き等について掲載しています。

⑦ 処遇改善加算について

介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算の届出の提出方法等について掲載しています。